

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年6月20日提出
【計算期間】	第42期（自 平成24年3月22日 至 平成25年3月21日）
【ファンド名】	公社債投信3月号
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	高畠 泰之
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1823
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属し、主としてわが国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信			
その他資産 （投資信託証券（債券 一般））			
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

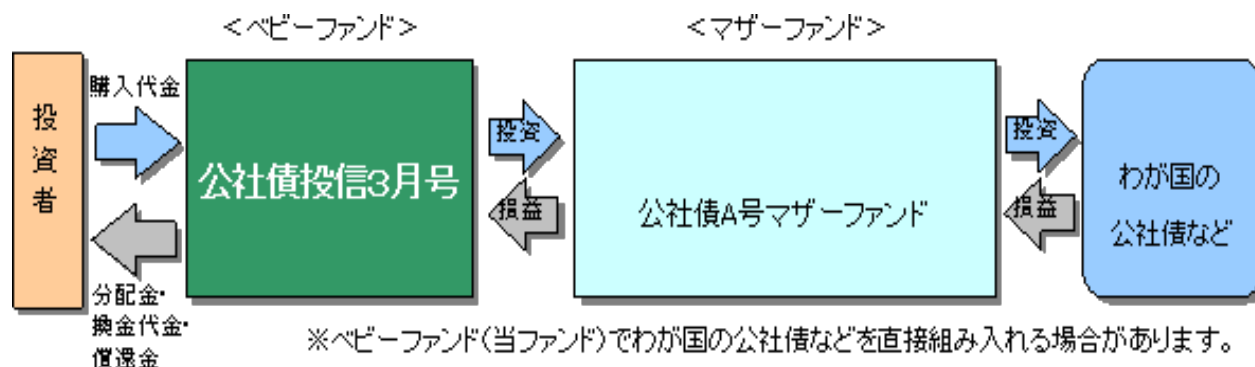
※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



b. ファンドの特色

■当ファンドは、公社債A号マザーファンドへの投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは前述「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などの公社債で運用します。余裕金はコール・ローンなどで運用します。

◆組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

●財形貯蓄制度の取り扱い

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて行われる貯蓄です。この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

財形貯蓄制度を利用できるのは、販売会社と「勤労者財産形成貯蓄約款」または「勤労者財産形成年金貯蓄約款」あるいは「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがって契約を結んだ方です。ただし、当該投資者が勤務する勤務先の会社（事業主）が当ファンドを財形貯蓄制度商品として導入している場合に限りです。

買い付けは、原則として事業主を通じて給与などからの天引きにより行います。

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄をご利用の場合、両方合わせて、550万円以内の元本から生じる収益分配金などが非課税扱いとなります。

ただし、両財形とも目的（年金や住宅）以外の払い出しを行う場合、遡及課税が行われます。

詳しくは、販売会社または事業主にお問い合わせください。

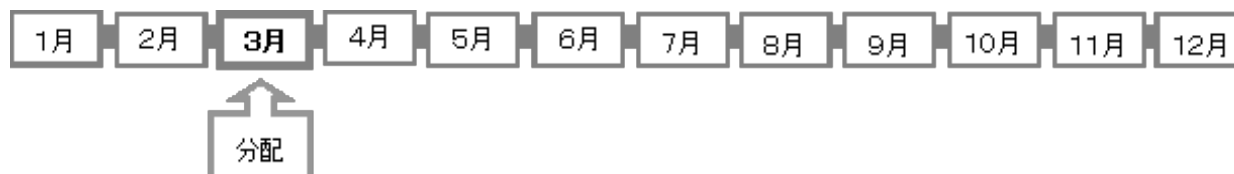
※税法が改正された場合などは、上記の内容が変更される場合があります。

主な投資制限

公社債への投資割合	公社債への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

■原則として、年1回（毎年3月19日。19日および20日のいずれかが休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日。）の決算時に、収益の分配を行います。



◆分配金は期中の運用成果によって決定されます。原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行いません。

決算日の「分配前」基準価額	収益分配
1万円を上回っている場合	原則、1万円超過分を全額分配
1万円を下回っている場合	分配を行いません

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

※投資信託振替制度への移行について

（イ）当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、当ファンドの振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ロ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（イ）に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（イ）に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（2）【ファンドの沿革】

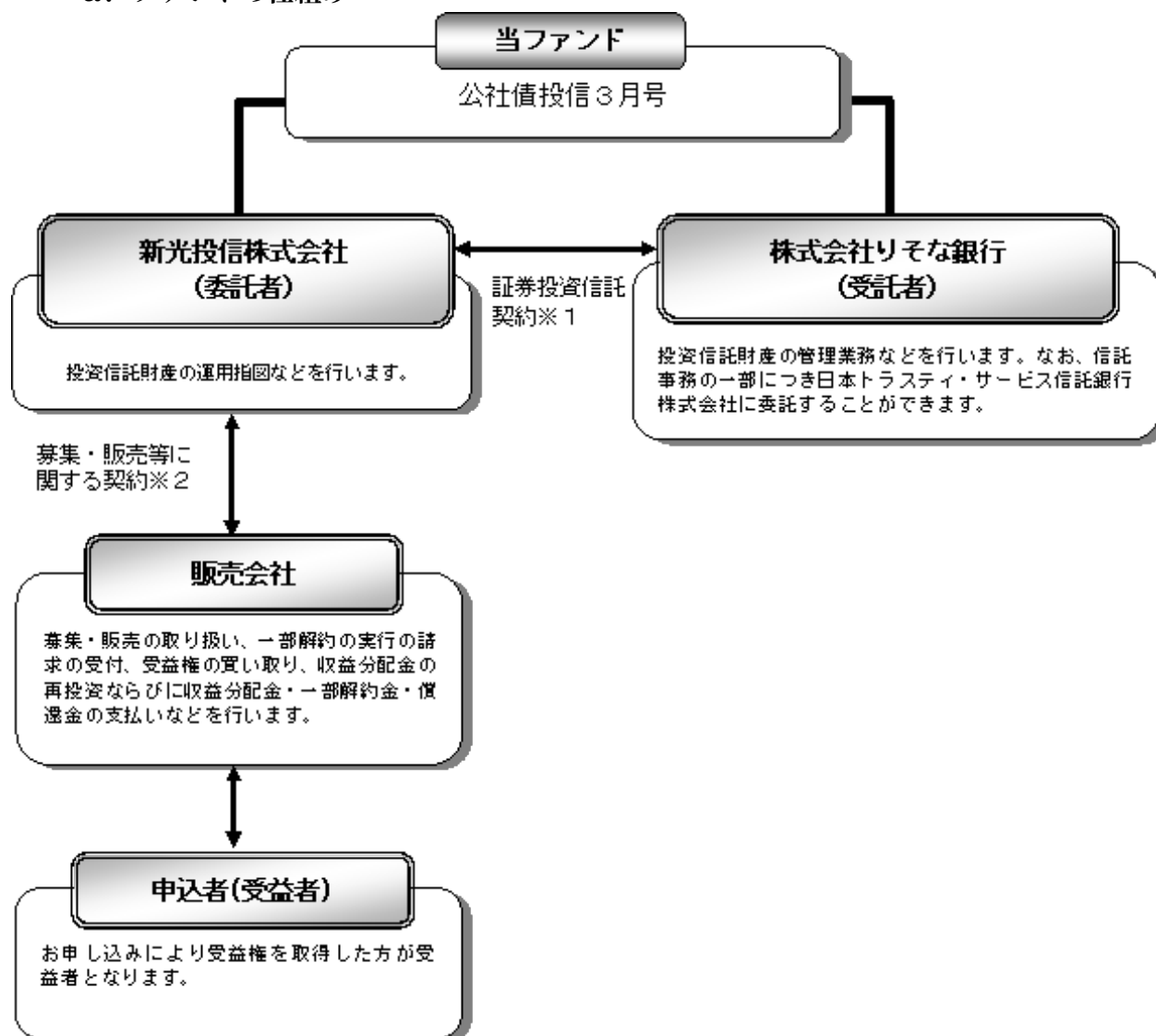
昭和46年3月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成13年2月2日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成13年3月5日 予想分配型商品から実績分配型商品への移行および新たな投資対象として「公社債A号マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成25年4月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 公社債A号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。
- ② 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交

換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

（ハ）主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

公社債A号マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

本邦通貨建ての公社債を投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

※平成25年6月20日現在、「公社債A号マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
公社債投信1月号
公社債投信2月号
公社債投信4月号
公社債投信5月号
公社債投信6月号
公社債投信7月号
公社債投信8月号
公社債投信9月号
公社債投信10月号
公社債投信11月号
公社債投信12月号

（2）【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された公社債A号マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。なお、委託者は、投資信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行うよう、その指図を行うことができます。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
 5. コマーシャル・ペーパー
 6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする邦貨建公社債の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引、外国国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引ならびに外国の市場における公社債にかかる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投

資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

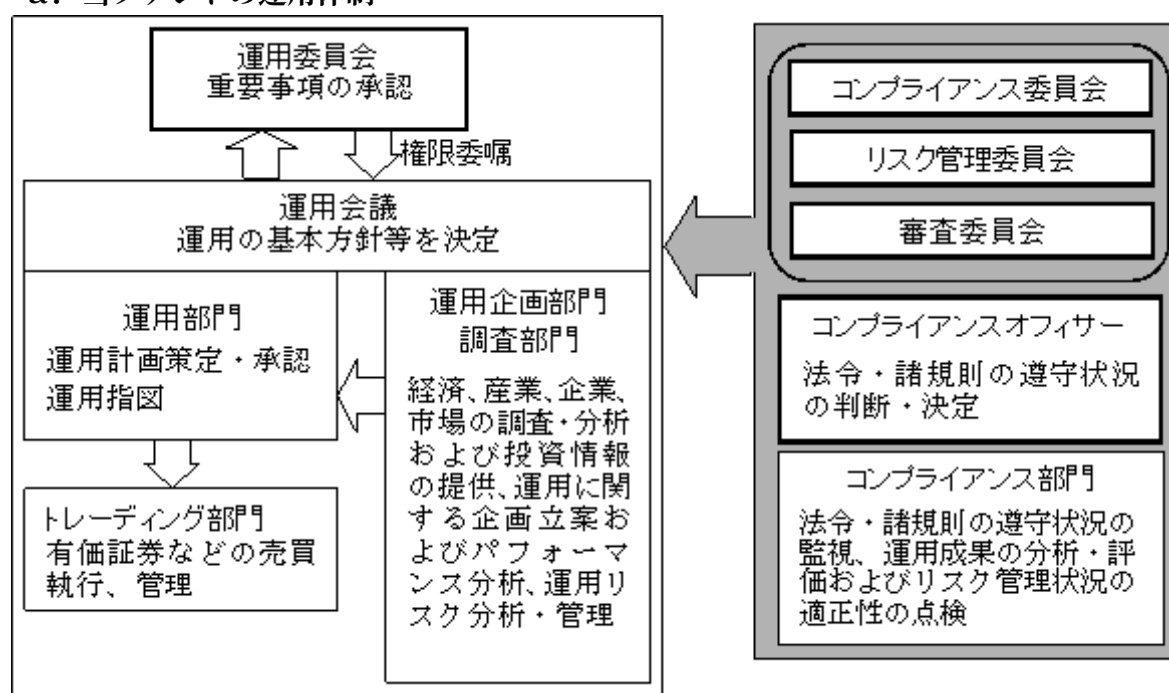
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成25年6月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門は（10～15名程度）日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として毎年3月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日）の決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。
- b. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」をご利用の受益者の分配金は、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

b. 投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する本邦通貨表示の公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

c. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記(ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ) 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ハ) 上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

d. 公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

e. 資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

f. 受託者の自己または利害関係人等との取引

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】**(1) ファンドのもつリスク**

当ファンドは公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、

投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

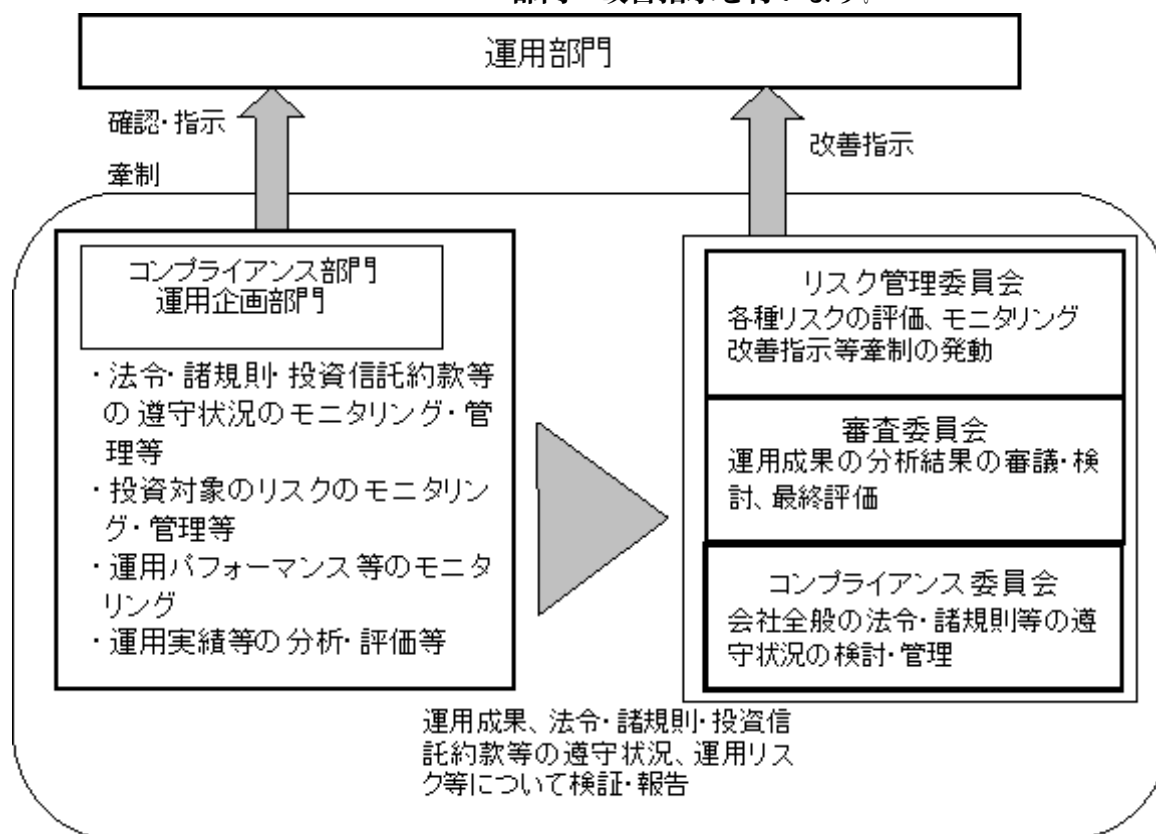
（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理

： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得から換金・償還までにかかるお主な費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	分配金に対する所得税・地方税
ファンドの換金・償還時にかかる費用と税金	●手数料＋消費税等	
	◎換金代金・償還金にかかる税金	個別元本超過額に対する所得税・地方税

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税等（5%）が差し引かれます。

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権……1万口につき105円（税込）
2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権……1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額

手数料は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。） インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/
--

(3) 【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下で計算される年当りの率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は年10,000分の114.5（1.145%）から1.0（0.01%）の範囲内の率としております。

- b. 毎日の信託報酬率は、当該計算日までの3ヵ月間の基準価額（分配金を含みます。）の年換算収益率（以下「年換算収益率」といいます。）に応じ、以下のとおりとします。

(イ) 年換算収益率が0.28%以上の場合

年換算収益率に100分の12を乗じて10,000分の24.5を加えた率とします。

ただし、上記の計算による率が、10,000分の114.5を上回る場合の信託報酬率は年10,000分の114.5とします。

(ロ) 年換算収益率が0.28%未満の場合

年換算収益率	信託報酬率
0.28%未満0.20%以上のとき	年10,000分の12
0.20%未満0.10%以上のとき	年10,000分の6
0.10%未満のとき	年10,000分の1

c. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との配分は次のとおりとします。

○上記b. (イ) で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）の場合

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託者	販売会社	受託者
	年 0.365%	年 0.730%	年 0.050%

○上記b. (イ) で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）以外の場合

受託者は純資産総額に対し年0.050%です。委託者と販売会社の配分については、信託報酬の総額から受託者の配分を控除した額において、委託者と販売会社の配分が上記（1.145%の場合）と同様になるよう按分します。

○上記b. (ロ) の場合

年換算収益率	信託報酬率 (純資産総額に対し)	委託者	販売会社	受託者
0.28%未満0.20% 以上のとき	年0.12%	年0.03167%	年0.06333%	年0.0250%
0.20%未満0.10% 以上のとき	年0.06%	年0.01167%	年0.02333%	年0.0250%
0.10%未満のとき	年0.01%	年0.00083%	年0.00167%	年0.0075%

・販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個別元本について

(イ) 追加型公社債投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額は、利子所得として課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

決算日に基準価額が1万円を超過する分を全額分配し、利子所得として課税されます。基準価額が1万円に満たない場合は、翌期以降の決算日に元本1万円を超えるまでは分配は行われません。

d. 課税の取り扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

（ロ）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

（ハ）障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ニ）財形貯蓄制度について

事業所に雇用されている55歳未満の勤労者は勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）および勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）を利用できます。この場合、両方合わせて一人当たり元本550万円までについて、収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対する課税が行われません。

ただし、両財形とも目的（年金や住宅）以外の払い出しを行う場合、遡及課税が行われます。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年4月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率	
有価証券	公社債券	特殊債券	日 本	円 150,045,980	時価	% 4.4	
			小 計	円 150,045,980	—	% 4.4	
		社債券	普通 社債券	日 本	円 201,038,331	時価	% 5.9
				小 計	円 201,038,331	—	% 5.9
				公社債A号マザー		円	

	親投資 信託	ファンド受益証券	日 本	2,944,549,438円	時価	85.9%
			小 計	2,944,549,438円	—	85.9%
その他 資産		コール・ローン等	日 本	131,972,275円	負債控除後の 取得価額	3.9%
—		純資産総額		3,427,606,024円	—	100.0%

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成25年4月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	地方債証券	日 本	2,923,284,979円	時価	7.9%
			小 計	2,923,284,979円	—	7.9%
		特殊債券	日 本	22,540,947,960円	時価	61.2%
			小 計	22,540,947,960円	—	61.2%
	社債券	普通社債券	日 本	8,964,490,042円	時価	24.3%
		小 計		8,964,490,042円	—	24.3%
その他 資産		コール・ローン等	日 本	2,421,192,073円	負債控除後の 取得価額	6.6%
—		純資産総額		36,849,915,054円	—	100.0%

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年4月30日現在）

順 位	銘 柄 名	国・ 地域	種 類	数量（口）又 は額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
					単価 （円）	金 額 （円）	単価 （円）	金 額 （円）			
1	公社債A号マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	2,852,969,129	1.0319	2,944,264,140	1.0321	2,944,549,438	—	—	85.90
2	第45回三井住友銀行社債	日本	社債券	100,000,000	100.80	100,808,904	100.80	100,808,904	1.2300	2014.01.20	2.94
3	第12回東日本高速道路社債	日本	社債券	100,000,000	100.22	100,229,427	100.22	100,229,427	0.3630	2014.03.20	2.92
4	第36号商工債券（1年）	日本	特殊債券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.1200	2013.08.15	2.91
5	第222回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	50,000,000	100.09	50,045,980	100.09	50,045,980	1.4000	2013.05.27	1.46

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成25年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
親 投 資 信 託	85.90
社 債 券	5.86
特 殊 債 券	4.37
合 計	96.14

株式業種別投資比率（平成25年4月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

①投資有価証券の主要銘柄

（平成25年4月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	額 面 (円)	帳 簿 価 額		評 価 額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金 額 (円)	単価 (円)	金 額 (円)			
1	第24回日本学生支援債券	日本	特殊債券	2,500,000,000	100.02	2,500,727,320	100.02	2,500,727,320	0.2010	2013.09.20	6.78
2	第44回三井住友銀行社債	日本	社債券	1,800,000,000	100.26	1,804,838,816	100.26	1,804,838,816	1.3600	2013.07.19	4.89
3	第233回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	1,500,000,000	101.17	1,517,579,676	101.17	1,517,579,676	1.3500	2014.04.25	4.11
4	第36号商工債券（1年）	日本	特殊債券	1,500,000,000	100.00	1,500,000,000	100.00	1,500,000,000	0.1200	2013.08.15	4.07
5	第223回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	1,400,000,000	100.21	1,402,989,372	100.21	1,402,989,372	1.5000	2013.06.27	3.80
6	第35号商工債券（1年）	日本	特殊債券	1,400,000,000	100.00	1,400,000,000	100.00	1,400,000,000	0.1500	2013.05.15	3.79
7	第37号商工債券（1年）	日本	特殊債券	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	0.1200	2013.11.15	3.25
8	第38号商工債券（1年）	日本	特殊債券	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	100.00	1,200,000,000	0.1100	2014.02.14	3.25
9	い第704号農林債	日本	特殊債券	1,100,000,000	100.86	1,109,545,748	100.86	1,109,545,748	1.3000	2014.01.27	3.01
10	第104回三菱東京UFJ銀行社債	日本	社債券	900,000,000	101.16	910,480,562	101.16	910,480,562	1.3400	2014.04.16	2.47
11	い第699号農林債	日本	特殊債券	900,000,000	100.39	903,560,580	100.39	903,560,580	1.3500	2013.08.27	2.45
12	第1回中日本高速道路社債	日本	特殊債券	800,000,000	101.27	810,210,954	101.27	810,210,954	1.5600	2014.03.20	2.19
13	第228回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	800,000,000	100.76	806,102,934	100.76	806,102,934	1.4500	2013.11.27	2.18
14	第227回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	800,000,000	100.62	804,976,532	100.62	804,976,532	1.4000	2013.10.25	2.18
15	第7回共同発行市場公募地方債	日本	地方債証券	800,000,000	100.62	804,972,462	100.62	804,972,462	1.4000	2013.10.25	2.18
16	第100回三菱東京UFJ銀行社債	日本	社債券	800,000,000	100.25	802,077,150	100.25	802,077,150	1.3700	2013.07.16	2.17
17	第8回東日本高速道路社債	日本	社債券	800,000,000	100.01	800,126,020	100.01	800,126,020	0.2650	2013.06.20	2.17
18	第231回信金中金債（5年）	日本	特殊債券	700,000,000	101.03	707,213,773	101.03	707,213,773	1.3500	2014.02.27	1.91
19	第4回三井住友海上火災保険社債	日本	社債券	600,000,000	101.43	608,600,784	101.43	608,600,784	1.7400	2014.03.20	1.65
20	い第705号農林債	日本	特殊債券	600,000,000	101.02	606,158,297	101.02	606,158,297	1.3500	2014.02.27	1.64
21	い第701号農林債	日本	特殊債券	600,000,000	100.64	603,843,450	100.64	603,843,450	1.4500	2013.10.25	1.63
22	第67回三菱東京UFJ銀行社債	日本	社債券	600,000,000	100.25	601,520,256	100.25	601,520,256	1.2000	2013.07.26	1.63
23	い第697号農林債	日本	特殊債券	600,000,000	100.21	601,276,986	100.21	601,276,986	1.5000	2013.06.27	1.63
24	い第703号農林債	日本	特殊債券	560,000,000	100.88	564,957,336	100.88	564,957,336	1.5000	2013.12.27	1.53
25	第45回三井住友銀行社債	日本	社債券	500,000,000	100.80	504,044,422	100.80	504,044,422	1.2300	2014.01.20	1.36
26	第7回トヨタ自動車社債	日本	社債券	500,000,000	100.77	503,857,210	100.77	503,857,210	1.3400	2013.12.20	1.36
27	第23回都市再生債券	日本	特殊債券	500,000,000	100.66	503,302,108	100.66	503,302,108	1.2800	2013.11.25	1.36

28	第8回水資源債券	日本	特殊債券	500,000,000	100.13	500,684,750	100.13	500,684,750	0.3330	2013.12.20	1.35
29	い第700号農林債	日本	特殊債券	470,000,000	100.51	472,442,684	100.51	472,442,684	1.4000	2013.09.27	1.28
30	第8回共同発行市場公募地方債	日本	地方債証券	411,000,000	100.84	414,483,356	100.84	414,483,356	1.6000	2013.11.25	1.12

種類別投資比率（平成25年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	61.16
社 債 券	24.32
地 方 債 証 券	7.93
合 計	93.42

株式業種別投資比率（平成25年4月30日現在）

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第40期計算期間末	3,500,153,151	3,504,825,854	10,000	10,013
第41期計算期間末	3,273,701,799	3,277,728,451	10,000	10,012
第42期計算期間末 (平成25年3月21日)	3,123,999,871	3,127,111,374	10,000	10,010
平成24年4月末日	3,582,732,067	—	10,001	—
平成24年5月末日	3,540,860,009	—	10,002	—
平成24年6月末日	3,501,298,561	—	10,003	—
平成24年7月末日	3,465,010,098	—	10,003	—
平成24年8月末日	3,428,509,736	—	10,005	—
平成24年9月末日	3,381,395,131	—	10,005	—
平成24年10月末日	3,336,931,750	—	10,006	—
平成24年11月末日	3,303,249,188	—	10,007	—
平成24年12月末日	3,274,590,846	—	10,007	—
平成25年1月末日	3,240,667,384	—	10,008	—
平成25年2月末日	3,170,284,138	—	10,009	—
平成25年3月末日	3,462,790,429	—	10,000	—
平成25年4月末日	3,427,606,024	—	10,000	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第40期計算期間 (平成23年3月22日)	13.35円
第41期計算期間 (平成24年3月21日)	12.30円
第42期計算期間 (平成25年3月21日)	9.96円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第40期計算期間 (平成23年3月22日)	0.13%
第41期計算期間 (平成24年3月21日)	0.12%
第42期計算期間 (平成25年3月21日)	0.10%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第3位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第40期計算期間	334,347,684口	480,579,064口
第41期計算期間	321,958,347口	548,408,971口
第42期計算期間	365,113,550口	514,815,454口

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」について、販売会社ごとに定める申込単位で、追加信託を行う日の前日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で公社債投信自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に、また「財形貯蓄制度」での取得申込者は、勤労者財産形成貯蓄約款または勤労者財産形成年金貯蓄約款あるいは勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

2 【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社

が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお申込受付時間は、原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、振替機関等の口座において当該口数の減少または記載が行われます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から以下に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除されます。

1. 受益者が平成13年3月21日以前に取得した受益権の一部解約を行う場合

……1万口につき105円（税込）

2. 受益者が平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行う場合

……1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ニ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

- (ホ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- (ヘ) 上記（ホ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ハ）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

(イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、その受益権を買い取ります。

なお申込受付時間は原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

(ロ) 受益者は、受益権の買い取りの請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(ハ) 受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および上記 a.

(ハ) に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額を控除した価額とします。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

(ホ) 販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買い取りを中止することができます。

(ヘ) 上記（ホ）により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記（ハ）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

※お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
------	---

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月20日から翌年3月19日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**a. 信託の終了（投資信託契約の解約）**

（イ）委託者は、信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第38条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）委託者は、監督官庁からこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約します。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第42条の2第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任しま

す。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

(イ) 投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ロ) 受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに約款第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。

(ハ) 委託者は、受託者が上記(イ)の請求を受け付けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支払うものとします。

(ニ) 受益者は、上記(イ)の請求をするときは、受益権をもって行うものとします。

(ホ) 受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、上記(イ)による請求の受付を中止することができます。当該請求の受付が中止された場合には、受益者は請求の受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者がその請求を撤回しない場合には、買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に上記(イ)に基づく請求を受け付けたものとして上記(ロ)に準じて計算された価額とします。

(ヘ) 上記(イ)の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」の受益者の収益分配金

は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償換金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期計算期間（平成24年3月22日から平成25年3月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

公社債投信3月号 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第41期 (平成24年 3月21日現在)	第42期 (平成25年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	245,399,818	238,309,583
地方債証券	100,263,166	—
特殊債券	240,047,600	150,113,780
社債券	100,811,088	100,930,984
親投資信託受益証券	2,740,396,802	2,644,264,140
未収利息	572,311	415,289
前払費用	22,342	16,849
流動資産合計	3,427,513,127	3,134,050,625
資産合計	3,427,513,127	3,134,050,625
負債の部		
流動負債		
未払金	140,047,600	—
未払収益分配金	4,026,652	3,111,503
未払解約金	8,008,006	5,741,613
未払受託者報酬	720,631	529,968
未払委託者報酬	932,145	596,008
その他未払費用	76,294	71,662
流動負債合計	153,811,328	10,050,754
負債合計	153,811,328	10,050,754
純資産の部		
元本等		
元本	3,273,701,525	3,123,999,621
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	274	250
元本等合計	3,273,701,799	3,123,999,871
純資産合計	3,273,701,799	3,123,999,871
負債純資産合計	3,427,513,127	3,134,050,625

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第41期 自平成23年 3月23日 至平成24年 3月21日	第42期 自平成24年 3月22日 至平成25年 3月21日
営業収益		
受取利息	3,923,483	2,502,316
有価証券売買等損益	2,182,953	2,066,748
営業収益合計	6,106,436	4,569,064
営業費用		
受託者報酬	720,631	529,968
委託者報酬	932,145	596,008
その他費用	76,294	71,662
営業費用合計	1,729,070	1,197,638
営業利益	4,377,366	3,371,426
経常利益	4,377,366	3,371,426
当期純利益	4,377,366	3,371,426
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,002	274
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,442	259,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,442	259,947
分配金	4,026,652	3,111,503
期末剰余金又は期末欠損金（△）	274	250

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第42期 自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日の翌日及び当計算期間終了日の翌日に該当する日が休業日のため、信託約款の規定により、当計算期間は平成24年3月22日から平成25年3月21日までとなっております。

(追加情報)

第41期 自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	第42期 自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
-----	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第41期 [平成24年 3月21日現在]	第42期 [平成25年 3月21日現在]
1. 計算期間末日における受益権の総数 3,273,701,525口	1. 計算期間末日における受益権の総数 3,123,999,621口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額) (10,000円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額) (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第41期 自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	第42期 自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
分配金の計算過程	計算期間末における、純資産総額の元本超過額4,026,926円を分配対象収益として、4,026,652円を分配金額としております。	計算期間末における、純資産総額の元本超過額3,111,753円を分配対象収益として、3,111,503円を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第41期 自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	第42期 自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
-----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券、特殊債券、社債券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第41期 [平成24年 3月21日現在]	第42期 [平成25年 3月21日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券、社債券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 特殊債券、社債券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第41期 自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	第42期 自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第41期 [平成24年 3月21日現在]	第42期 [平成25年 3月21日現在]
期首元本額	3,500,152,149円	3,273,701,525円

期中追加設定元本額	321,958,347円	365,113,550円
期中一部解約元本額	548,408,971円	514,815,454円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第41期 [平成24年 3月21日現在]	第42期 [平成25年 3月21日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
地 方 債 証 券	△913,834	—
特 殊 債 券	0	△501,720
社 債 券	△165,912	△177,016
親投資信託受益証券	5,052,157	3,843,406
合 計	3,972,411	3,164,670

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第41期 [平成24年 3月21日現在]	第42期 [平成25年 3月21日現在]
	該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評 価 額 (円)	備 考
特 殊 債 券	第222回信金中金債 (5年)	50,000,000	50,113,780	
	第36号商工債券 (1年)	100,000,000	100,000,000	
	特殊債券小計	150,000,000	150,113,780	
社 債 券	第45回三井住友銀行社債	100,000,000	100,930,984	
	社債券小計	100,000,000	100,930,984	
	公社債合計	250,000,000	251,044,764	
種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評 価 額 (円)	備 考
親投資信託受益証券	公社債A号マザーファンド	2,562,271,454	2,644,264,140	
	親投資信託受益証券小計	2,562,271,454	2,644,264,140	
	有価証券合計	—	2,895,308,904	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「公社債A号マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,835,791,713	4,777,890,260
地方債証券	5,424,628,782	2,926,520,979
特殊債券	24,425,387,147	19,461,584,838
社債券	4,730,113,393	9,953,942,532
未収利息	67,939,680	63,237,033
前払費用	2,810,607	12,476,641
流動資産合計	40,486,671,322	37,195,652,283
資産合計	40,486,671,322	37,195,652,283
負債の部		
流動負債		
未払金	2,112,519,000	—
流動負債合計	2,112,519,000	—
負債合計	2,112,519,000	—
純資産の部		
元本等		
元本	37,236,183,997	36,043,322,533
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,137,968,325	1,152,329,750
元本等合計	38,374,152,322	37,195,652,283
純資産合計	38,374,152,322	37,195,652,283
負債純資産合計	40,486,671,322	37,195,652,283

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（追加情報）

自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
-----	当期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 37,236,183,997口	1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 36,043,322,533口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0306円 (1万口当たり純資産額) (10,306円)	2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0320円 (1万口当たり純資産額) (10,320円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券、特殊債券、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 地方債証券、特殊債券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.時価の算定方法 地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成23年 3月23日 至 平成24年 3月21日	自 平成24年 3月22日 至 平成25年 3月21日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区 分	[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	39,314,125,093円	37,236,183,997円
同期中における追加設定元本額	3,428,317,677円	3,219,306,066円
同期中における一部解約元本額	5,506,258,773円	4,412,167,530円
同期末における元本の内訳		
公社債投信1月号	3,580,791,686円	3,502,994,055円
公社債投信2月号	2,766,237,083円	2,610,984,031円
公社債投信3月号	2,659,030,470円	2,562,271,454円
公社債投信4月号	2,254,282,383円	2,157,434,918円
公社債投信5月号	2,013,699,393円	2,091,437,851円
公社債投信6月号	3,579,502,711円	3,385,612,158円
公社債投信7月号	3,984,461,754円	3,800,284,582円
公社債投信8月号	2,923,021,339円	2,864,843,239円
公社債投信9月号	2,997,864,387円	2,803,951,243円
公社債投信10月号	2,361,774,031円	2,458,632,767円
公社債投信11月号	2,923,393,433円	2,758,475,813円
公社債投信12月号	5,192,125,327円	5,046,400,422円
合 計	37,236,183,997円	36,043,322,533円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	△36,966,738	△13,894,941
特 殊 債 券	△67,563,253	△51,602,530
社 債 券	△16,366,607	△53,627,468
合 計	△120,896,598	△119,124,939

(注) 「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成24年 3月21日現在]	[平成25年 3月21日現在]
	該当事項はありません。	同左

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評 価 額 (円)	備 考
地方債証券	第597回東京都公募公債	400,000,000	400,331,500	
	平成15年度第2回北海道公募公債	100,000,000	100,340,239	
	第120回神奈川県公募公債	300,000,000	300,269,040	
	平成15年度第1回埼玉県公募公債	200,000,000	200,179,360	
	平成15年度第2回埼玉県公募公債	300,000,000	301,056,020	
	第7回共同発行市場公募地方債	800,000,000	806,089,782	
	第8回共同発行市場公募地方債	411,000,000	415,149,996	
	平成15年度第3回福岡市公募公債	400,000,000	403,105,042	
地方債証券小計		2,911,000,000	2,926,520,979	
特殊債券	第26回道路債券	300,000,000	303,520,758	
	第6回公営企業債券	200,000,000	200,002,954	
	第8回水資源債券	500,000,000	500,801,750	
	第23回都市再生債券	500,000,000	503,934,028	
	第44回都市再生債券	150,000,000	150,114,894	
	第15回関西国際空港社債	300,000,000	302,569,980	
	第4回住宅金融支援機構財形住宅債券	200,000,000	200,020,256	
	第5回新東京国際空港債券	200,000,000	202,209,096	
	第3回私学振興債券	100,000,000	100,737,004	
	第24回日本学生支援債券	2,500,000,000	2,500,930,520	
	ほ号第199回 特別鉄道建設債券	200,000,000	200,037,766	
	い第697号農林債	400,000,000	401,432,410	
	い第697号農林債	200,000,000	200,725,096	
	い第698号農林債	100,000,000	100,470,660	
	い第699号農林債	900,000,000	904,757,220	
	い第700号農林債	470,000,000	473,093,964	
	い第701号農林債	500,000,000	503,910,906	
	い第701号農林債	100,000,000	100,796,184	
	い第703号農林債	560,000,000	565,780,056	
	い第704号農林債	700,000,000	707,051,400	
	い第704号農林債	100,000,000	101,007,372	
	い第705号農林債	600,000,000	606,971,217	
	第223回信金中金債（5年）	1,400,000,000	1,405,050,892	

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評 価 額 (円)	備 考
特殊債券	第227回信金中金債（5年）	800,000,000	806,094,772	

	第228回信金中金債（5年）	800,000,000	807,259,814	
	第229回信金中金債（5年）	400,000,000	403,832,129	
	第231回信金中金債（5年）	700,000,000	708,166,053	
	第35号商工債券（1年）	1,400,000,000	1,400,000,000	
	第36号商工債券（1年）	1,500,000,000	1,500,000,000	
	第37号商工債券（1年）	1,200,000,000	1,200,000,000	
	第38号商工債券（1年）	1,200,000,000	1,200,000,000	
	第2回緑資源債券	100,000,000	100,149,915	
	第2回緑資源債券	100,000,000	100,155,772	
	特殊債券小計	19,380,000,000	19,461,584,838	
社 債 券	第340回東京交通債券	100,000,000	101,181,940	
	第8回東日本高速道路社債	800,000,000	800,224,420	
	第11回旭硝子社債	200,000,000	201,978,900	
	第11回旭硝子社債	100,000,000	100,989,450	
	第7回トヨタ自動車社債	500,000,000	504,516,530	
	第3回凸版印刷社債	400,000,000	403,848,130	
	第22回住友商事社債	400,000,000	404,744,550	
	第72回三菱商事社債	200,000,000	202,049,650	
	第67回三菱東京UFJ銀行社債	300,000,000	301,109,568	
	第67回三菱東京UFJ銀行社債	300,000,000	301,109,568	
	第100回三菱東京UFJ銀行社債	800,000,000	803,156,150	
	第113回三菱東京UFJ銀行社債	500,000,000	500,083,860	
	第113回三菱東京UFJ銀行社債	300,000,000	300,050,450	
	第117回三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	100,084,250	
	第43回三井住友銀行社債	1,100,000,000	1,100,888,315	
	第43回三井住友銀行社債	800,000,000	800,642,745	
	第44回三井住友銀行社債	1,800,000,000	1,807,257,856	
	第45回三井住友銀行社債	500,000,000	504,654,862	
	第35回NTTファイナンス社債	300,000,000	302,687,370	
	第1回東海旅客鉄道社債	300,000,000	312,445,863	
	第20回エヌ・ティ・ティ・データ社債	100,000,000	100,238,105	
	社債券小計	9,900,000,000	9,953,942,532	
	有価証券合計	32,191,000,000	32,342,048,349	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年4月30日現在）

「公社債投信3月号」

I 資産総額	3,429,021,539 円
II 負債総額	1,415,515 円

Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,427,606,024 円
Ⅳ発行済口数	3,427,436,541 口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	10,000 円

（参考）

「公社債A号マザーファンド」

Ⅰ資産総額	38,367,690,054 円
Ⅱ負債総額	1,517,775,000 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,849,915,054 円
Ⅳ発行済口数	35,704,187,445 口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	10,321 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益者の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

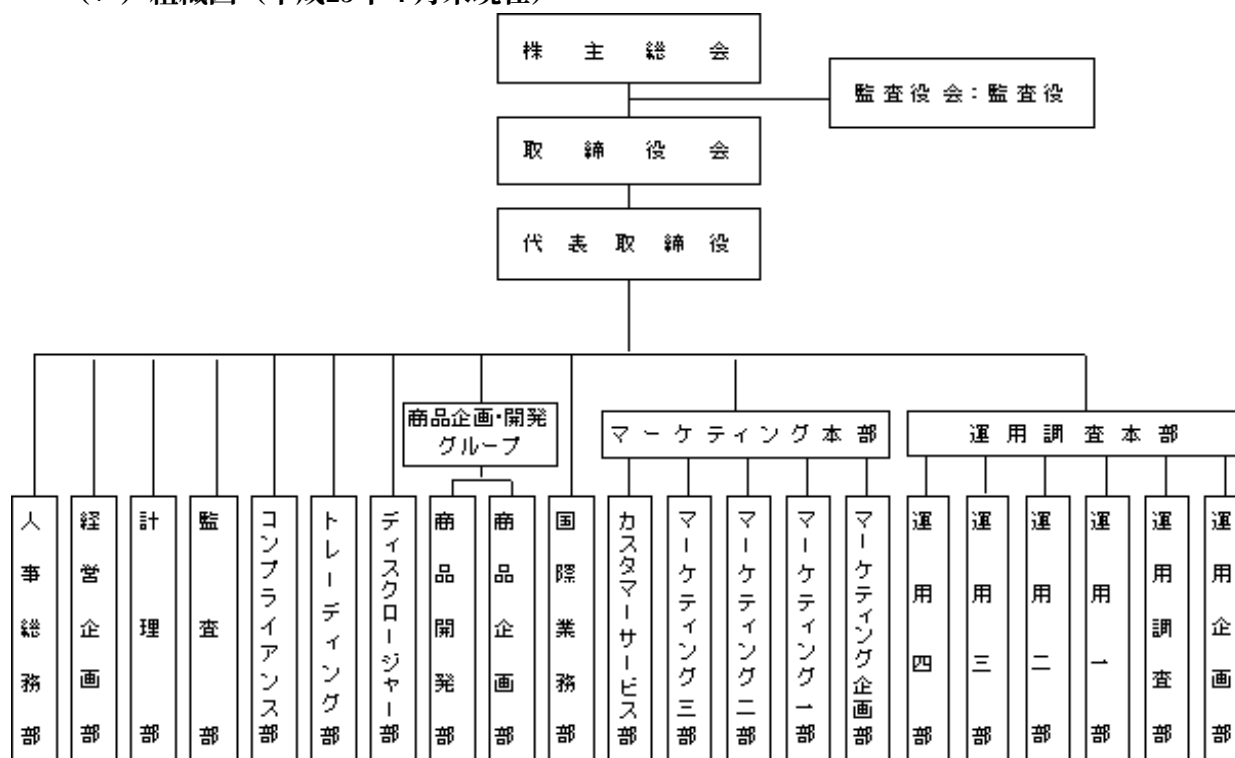
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

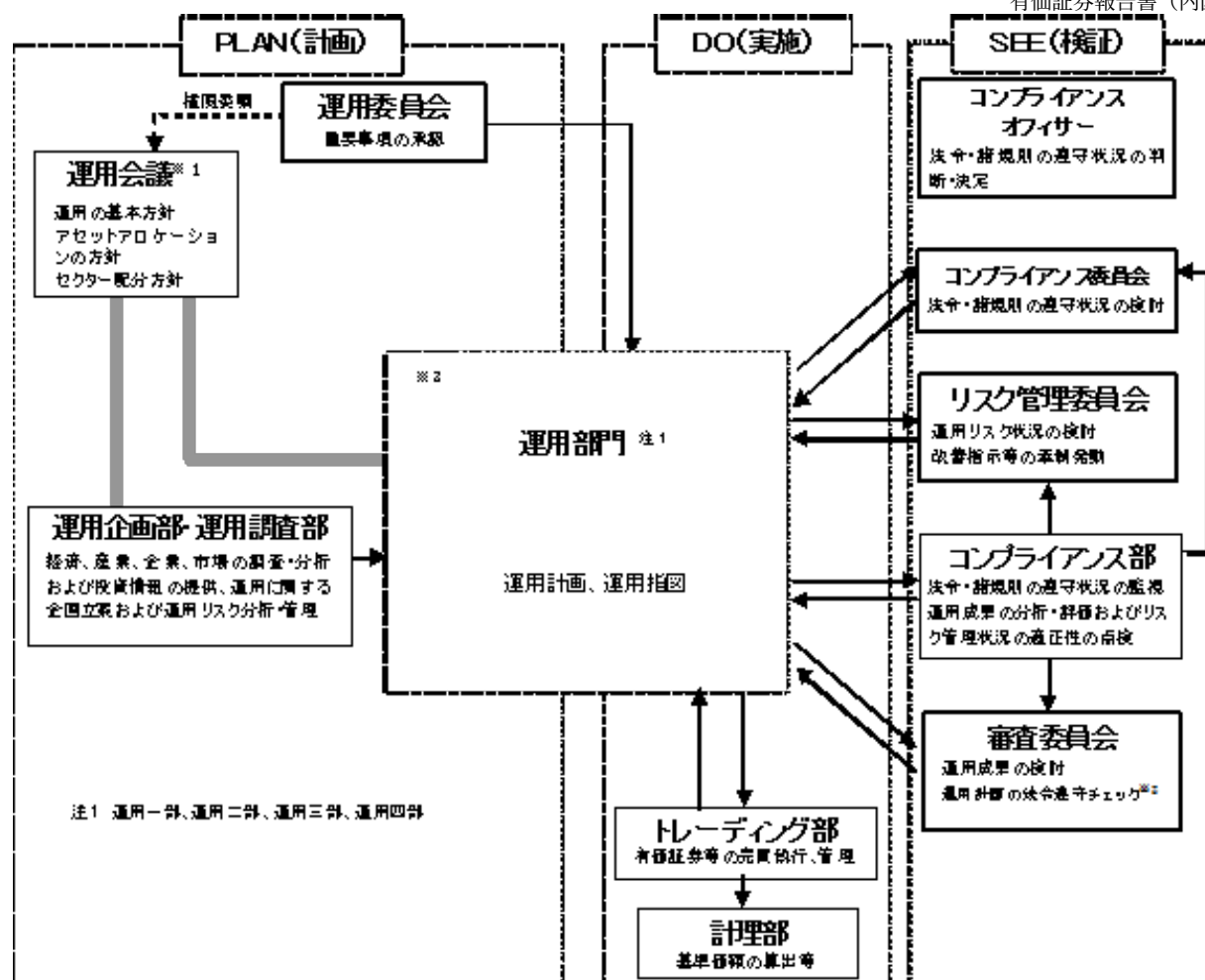
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図（平成25年4月末現在）



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年4月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	213	3,115,017
株式投資信託（合計）	184	2,513,146
単位型	1	2,446
追加型	183	2,510,700
公社債投資信託（合計）	29	601,870
単位型	2	984
追加型	27	600,886

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,592,890	10,766,270
有価証券	6,903,772	5,259,693
貯蔵品	268	1,062
立替金	2,141	30,280
前払金	26,845	25,483
前払費用	18,185	20,286
未収入金	29	—
未収委託者報酬	1,805,198	1,891,689
未収運用受託報酬	105,245	86,074
未収収益	27,583	13,810
繰延税金資産	183,764	192,202
流動資産合計	17,665,924	18,286,853
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 18,397	※2 15,051
構築物（純額）	※2 2,156	※2 1,886
器具・備品（純額）	※2 145,416	※2 95,877
リース資産（純額）	※2 3,064	※2 680
建設仮勘定	6,663	—
有形固定資産合計	175,697	113,496
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 38,365	※3 39,774
ソフトウェア仮勘定	6,554	—
無形固定資産合計	45,012	39,866
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293,799	2,929,683
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,621	125,515
長期繰延税金資産	65,901	8,695
前払年金費用	471,439	410,271
その他	22,000	10,632
貸倒引当金	△13,350	—
投資その他の資産合計	5,042,512	3,561,898
固定資産合計	5,263,222	3,715,261
資産合計	22,929,146	22,002,115

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470
未払手数料	※1 920,180	※1 964,634
その他未払金	281,635	195,035
未払金合計	1,220,650	1,174,476
未払費用	388,419	402,634
未払法人税等	652,412	471,902
賞与引当金	257,200	299,000
役員賞与引当金	35,000	45,500
流動負債合計	2,577,303	2,412,875
固定負債		
長期リース債務	2,362	1,156
退職給付引当金	169,955	168,209
役員退職慰労引当金	75,625	80,416
執行役員退職慰労引当金	128,916	99,750
固定負債合計	376,859	349,532
負債合計	2,954,163	2,762,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計	12,905,651	11,919,497
自己株式	△6,827	△72,415
株主資本合計	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△209,840	106,625
評価・換算差額等合計	△209,840	106,625
純資産合計	19,974,983	19,239,706
負債純資産合計	22,929,146	22,002,115

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,353,740	19,893,907
運用受託報酬	196,866	170,563
営業収益合計	19,550,606	20,064,471

営業費用		
支払手数料	※1 10,353,047	※1 10,580,803
広告宣伝費	239,373	213,908
公告費	4,161	1,919
調査費		
調査費	258,007	275,599
委託調査費	2,747,489	2,855,086
図書費	6,390	5,332
調査費合計	3,011,888	3,136,017
委託計算費	502,554	533,813
営業雑経費		
通信費	38,375	37,161
印刷費	151,954	132,025
協会費	12,077	14,855
諸会費	2,867	3,088
その他	27,590	23,541
営業雑経費合計	232,865	210,672
営業費用合計	14,343,891	14,677,134
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,370	93,516
給料・手当	1,276,693	1,395,728
賞与	228,039	221,930
給料合計	1,597,103	1,711,175
交際費	13,677	9,782
寄付金	7,752	2,465
旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	53,031	157,357
有価証券利息	39,104	12,764
受取利息	24,291	22,364
時効成立分配金・償還金	11,287	3,608
雑益	2,968	26,471
営業外収益合計	130,682	222,565
営業外費用		
支払利息	572	222

時効成立後支払分配金・償還金	3,264	1,339
雑損	6,174	22
営業外費用合計	10,011	1,585
経常利益	2,319,278	2,349,952
特別利益		
貸倒引当金戻入	—	1,982
投資有価証券売却益	10,098	146,334
特別利益合計	10,098	148,316
特別損失		
貸倒引当金繰入額	13,350	—
固定資産除却損	※2 499	※2 101
投資有価証券売却損	25,606	37,198
投資有価証券評価損	—	49,352
減損損失	441	4,291
特別損失合計	39,897	90,943
税引前当期純利益	2,289,480	2,407,325
法人税、住民税及び事業税	1,006,533	983,713
法人税等調整額	△51,486	△129,642
法人税等合計	955,047	854,070
当期純利益	1,334,432	1,553,255

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	11,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	△1,000,000	△1,118,000

当期変動額合計	△1,000,000	△1,118,000
当期末残高	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,646,588	1,427,158
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△1,219,430	131,845
当期末残高	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計		
当期首残高	15,125,082	12,905,651
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△2,219,430	△986,154
当期末残高	12,905,651	11,919,497

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△6,827	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	—	△65,588
当期末残高	△6,827	△72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	△2,219,430	△1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△227,077	△209,840
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	17,237	316,465
当期末残高	△209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255

自己株式の取得	—	△65,588
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	△2,202,193	△735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- (2) 関連会社株式
総平均法による原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）
時価のないもの
総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

①概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

②適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

③当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払手数料	598,017千円	572,094千円

※ 2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	517,744千円	578,691千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	227,314千円	238,992千円

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	7,038,413千円	6,343,293千円

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日)

器具・備品	499千円	101千円
-------	-------	-------

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	—

(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	—
(4) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	299,887	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	1,000,000	500,000	—	—
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	—	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	—	—	—

(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

2. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
小計		580,313	505,000	75,313

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

当事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	—	24	24
合計		450,000	—	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△1,162,110	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△285,426	△262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△58,871	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	301,484	242,061
(7)前払年金費用（千円）	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	169,955	168,209

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
--	--	--

(1)勤務費用（千円）（注1）	80,752	108,925
(2)利息費用（千円）	23,098	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	18,807	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	73,807	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055	△16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	142,794	179,338
(7)その他（千円）（注2）	14,702	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	157,497	195,268

（注）1．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	—千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	—	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	—
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	△ 76,506	—
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△ 60,857
前払年金費用	△168,021	△146,220
その他	△607	—
繰延税金負債合計	△168,628	△207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産－長期繰延税金資産	65,901	8,695

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度	当事業年度
-------	-------

	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会	38.01%
(調整)	計適用後の法人税等の負担	
役員給与永久に損金算入されない項目	率との間の差異が法定実効	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	税率の100分の5以下であ	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	るため注記を省略しており	△0.51
住民税均等割	ます。	0.16
評価性引当額の増減		△3.18
その他		0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		35.48

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引	1,006,734	短期貸付金	—
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	7,038,413	未払手数料	598,017

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	74,884	その他未払金	7,593
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	18,000	その他未払金	3,150

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	--------------	-----------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	91,562 16,824 36,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	8,536 1,472 3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

- （１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- （２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- （３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- （４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数（千株）	1,822	1,817

（重要な後発事象）

該当事項はありません

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a. 資本金の額

平成25年4月末現在、279,928百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成25年4月末現在）

名 称	資本金の額 （単位：百万円）	事業の内容
-----	-------------------	-------

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡安証券株式会社	650	同上
三津井証券株式会社	558	同上
いちよし証券株式会社	14,577	同上
三豊証券株式会社	300	同上
都証券株式会社	400	同上
永和証券株式会社	500	同上
三木証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
株式会社証券ジャパン	3,000	同上
山形證券株式会社	100	同上
リテラ・クレア証券株式会社 ^(注)	3,794	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
西村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上

(注)リテラ・クレア証券株式会社におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (4) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- (5) 委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名 称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成25年2月4日
有価証券報告書	平成24年6月20日
半期報告書	平成24年12月13日

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信3月号の平成24年3月22日から平成25年3月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信3月号の平成25年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)